

仕 様 書

第 1 業務名

次期堺市基本計画策定支援業務

第 2 業務目的

本市では、「堺市基本計画 2025」の計画期間が令和 7 年度に満了することに伴い、次期堺市基本計画（以下、「次期計画」という。）を策定する。本業務では、豊富な経験と高い専門知識を用いて次期計画策定に係る支援を行うことを目的とする。

第 3 履行場所

堺市堺区南瓦町 3 番 1 号（堺市役所 市長公室 政策企画部）

第 4 履行期間

契約締結日より令和 8 年 3 月 31 日まで

第 5 業務内容

1-1. 将来推計人口等の算出

- 堺市の 2025 年～2070 年までの将来推計人口、世帯数等を算出すること。
 - 将来推計人口、世帯数は、堺市全域、7 区（堺区・中区・東区・西区・南区・北区・美原区）、泉北ニュータウンについて算出すること。
 - 堺市全域については、将来推計人口のシミュレーションを 3 パターン以上で複数検討すること。採用するパターンは市と協議して決定すること。
 - 算出にあたっては、本市の直近の人口動態を踏まえること。また、本市が指示する場合は、市の取組や民間事業者の開発動向などの特殊要因を加味すること。
 - 堺市全域、7 区、泉北ニュータウンについての人口・世帯数の将来推計データの整理
 - 堺市全域、7 区、泉北ニュータウンについては、本市と協議のうえ決定した将来推計人口のシミュレーションのパターンについて、以下の①～⑯のデータを整理し、表及びグラフを作成すること。
 - また、本市の指示するデータについては、現行の人口、世帯数の将来推計等と比較した表及びグラフを作成すること。
 - 上記の表及びグラフの体裁は本市の指示するものとする。
- ①将来推計人口
 - ②年齢 3 区分（年少人口、生産年齢人口、高齢者人口）人口の将来推計
 - ③年齢 3 区分（年少人口、生産年齢人口、高齢者人口）の人口構成比の将来推計

- ④高齢者人口、前期高齢者人口、後期高齢者人口及び割合の将来推計
- ⑤日本人、外国人の人口及び割合の将来推計
- ⑥年齢 5 歳階級別の人口ピラミッドの推移
- ⑦総世帯数と世帯類型別一般世帯数の見通し
- ⑧高齢者世帯数と高齢単身世帯数の見通し
- ⑨将来推計人口の年齢 4 区分（年少人口、生産年齢人口、前期高齢者人口、後期高齢者人口）比率
- ⑩将来推計人口・年齢 4 区分（年少人口、生産年齢人口、前期高齢者人口、後期高齢者人口）の全国・大阪府との比較
- ⑪将来推計人口・年齢 4 区分（年少人口、生産年齢人口、前期高齢者人口、後期高齢者人口）比率の全国・大阪府との比較
- ⑫7 区の人口と人口増減率の将来推計
- ⑬7 区の将来推計人口の男女総数、年少人口、生産年齢人口、高齢者人口、後期高齢者人口の比率
- ⑭年齢 4 区分（年少人口、生産年齢人口、前期高齢者人口、後期高齢者人口）の将来推計人口の 7 区比較
- ⑮7 区の高齢者世帯に占める単身世帯と後期高齢者の単身世帯の割合
- ⑯泉北ニュータウンの将来推計人口及び高齢化比率の堺市全域・南区との比較

1-2. 将来推計人口の算定ツール作成

- 合計特殊出生率及び純移動率の仮定値等から、将来推計人口を算定できるツールをそれぞれ作成すること。また、合計特殊出生率から、出生数の推計を算定できるようにすること。
- 算定ツールは 5 歳階級ごとに算定可能なものとし、推計期間中の仮定値の変更に対応できるようにすること。

2. 各種データの整理・分析

- 人口、産業、雇用、所得、観光、文化、国際化、スポーツ、子育て、教育、健康、福祉、環境、防災、防犯、都市インフラ、住宅・生活環境、デジタル化、財政状況など、本市の現状等を踏まえ次期基本計画の方向性を検討するにあたり整理すべきデータを検討し、本市の指示する項目（100～120 程度）について表及びグラフを作成し、分析すること。
- 上記の表及びグラフの体裁は本市の指示するものとする。

3. 政策課題等の提案、情報提供

- 社会潮流や 2035 年までに予測される変化、顕在化する可能性が高い課題や危機、都市成長の機会、本市の状況などを踏まえ、次期計画において「新たに盛り込むことを検討すべき項目」として、政策課題やその対応の方向性を提案し、その理由、根拠となるデータ等の情報提供を行うこと。

- 上記の提案・情報提供は、子育て支援、教育環境整備、健康長寿、福祉向上、雇用・人材活躍、防犯・防災対策、都市インフラ整備、観光振興、文化・芸術振興、国際化、スポーツ振興、産業振興、環境保全（カーボンニュートラル、資源循環等）などの政策分野ごとに2項目以上を目途に行うこと。
- 上記の提案は令和6年度に行うが、その後の状況の変化等により、必要に応じて令和7年度も追加提案を行うこと。
- 上記の提案に限らず、踏まえるべき社会潮流やKPIの候補となる各分野の指標例など効果的な計画策定に関連する情報について資料を提供すること。

4. 会議体の運営支援

有識者で構成する会議（契約期間中に2～3回程度を想定）の速記録、議事要旨を作成すること。

※会議の運営は本市が行う。有識者に対する謝礼金の支払は、本業務に含まない。

5. 子どもの意見の集約・整理

- 計画の策定過程において寄せられた子どもの意見を、本市と協議のうえ資料にまとめること。
- パブリックコメントのため子ども向けの次期計画案（10ページ程度）を作成すること。

6. 次期計画の概要版・本編等のデザイン・印刷製本

- 本編、概要版を作成すること。
- 表紙・裏表紙・各ページフォーマットの冊子デザインを5パターン以上作成し、必要に応じて本市の指示により色彩等の調整を行うこと。
- 次期計画における原稿全体の構成、レイアウトデザインについては、ユニバーサルデザインの視点も含めて、よりよい表現方法等（色覚への配慮やフォント等）の作成支援を行うこと。原稿文案、写真は本市からの提供を主とする。
- 冊子には、本市が指示する環境に配慮した素材を使用すること。

7. その他

- 本市との打ち合わせを適宜実施し、2週間に1回を目途に、業務の進捗状況を報告すること。
- その他、計画策定等にあたり本市が指示するデータの収集や資料作成等の支援を行うこと。

第6 成果品

各年度の成果品は以下のとおりとする。

ただし、本市が指示するデータ等については、本市が指定する期日までに随時、提出すること。

1. 令和 6 年度

- 令和 6 年度に実施した業務の報告書（電子データ）
- 電子データ一式 2 部（CD または DVD）

2. 令和 7 年度

- 計画本編 A4 判 2 色刷り（一部フルカラー） 300 部
- 概要版 A4 判 2 色刷り（一部フルカラー） 600 部
- 電子データ一式 2 部（CD または DVD）

※業務内容に関する成果品の電子データは以下の形式とすること。

- ①将来推計人口等の算出にかかるデータ（表及びグラフ）は Excel 形式及び本市が指定するデータについては PowerPoint 形式。将来推計人口の算定ツールは Excel 形式。
- ②各種統計データの表及びグラフ作成にかかるデータは Excel 形式及び PowerPoint 形式。
- ③政策課題等の提案・情報提供にかかるデータは Word 形式または Excel 形式、PowerPoint 形式。
- ④会議体の運営支援にかかるデータは Word 形式。
- ⑤子どもの意見の集約・整理にかかるデータのうち、子ども向けの次期計画案は Word 形式、PDF 形式および一般的な印刷業者において追加の印刷が可能な形式。その他の資料は Word 形式または Excel 形式。
- ⑥次期計画の概要版・本編等の印刷製本にかかるデータは Word 形式、PDF 形式および一般的な印刷業者において追加の印刷が可能な形式。
- ⑦その他にかかるデータは発注者の指示に従うこと。

第 7 著作権等

1. 成果品のほか、本業務の履行により発生する一切の無体財産に係る著作権は、全て本市に譲渡するものとする。
2. 受注者は、本市の許可なく成果品を利用、公表または貸与してはならない。

第 8 スケジュール

スケジュールは下記のとおり。ただし、契約後の状況に応じて変更する可能性がある。

令和 6 年 9 月	将来推計人口・世帯数等の算出
令和 6 年 9 月	将来推計人口の算定ツール作成
令和 6 年 9 月	各種統計データの表及びグラフ作成
令和 6 年 9 月	政策課題等の提案・情報提供
令和 6 年 11 月	子どもの意見の集約・整理

令和7年1月	会議体の運営支援（第1回懇話会）
令和7年6月	政策課題等の提案・情報提供
令和7年8～11月	会議体の運営支援（第2～3回懇話会）
令和7年11月	表紙・裏表紙・各ページフォーマットの冊子デザイン提案
令和7年11月	子ども向けの次期計画案作成
令和8年1月	子どもの意見の集約・整理
令和8年3月	次期計画の策定、次期計画の本編・概要版等の印刷・製本

第9 関係法令の遵守

1. 本業務を実施するに当たっては、労働基準法、堺市情報セキュリティポリシーのほか、関係する法令を遵守し、仕様書に従い忠実に履行すること。
2. 受注者は個人情報その他業務上知り得た内容に関する守秘義務を負い、個人情報の保護に関する法律及び契約書に示す個人情報取扱特記事項を遵守すること。

第10 暴力団等の排除について

1. 入札参加除外者を再委託先等とすることの禁止
 - (1) 受注者は、堺市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外を受けた者又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当する者を、再委託先並びに受注者及び再委託先の資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方（以下「再委託先等」という。）としてはならない。
 - (2) これらの事実が確認された場合、本市は受注者に対し、当該再委託先等との再委託契約等の解除を求めることができる。
2. 再委託契約等の締結について

受注者は、再委託先等との再委託契約等の締結にあたっては、契約締結時には本市の契約約款に準じた暴力団排除条項を加えることとする。
3. 誓約書の提出について
 - (1) 受注者は、堺市暴力団排除条例第8条第2項に規定する暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を提出しなければならない。ただし契約書の作成を省略する契約の場合、もしくは受注者が国若しくは地方公共団体その他公共団体又は本市の外郭団体である場合はこの限りでない。
 - (2) 受注者は、再委託先等がある場合には、これらの者から堺市暴力団排除条例第8条第2項に規定する暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を徴して、本市へ提出しなければならない。
 - (3) 受注者及び再委託先等が当該誓約書を提出しない場合は、入札参加停止を行うものとする。

4. 不当介入に対する措置

- (1) 受注者は、この契約の履行にあたり、暴力団員又は暴力団密接関係者から、暴力団を利することとなるような社会通念上不当な要求又は契約の適正な履行を妨げる行為（以下「不当介入」という。）を受けたときは、直ちに本市に報告し、警察に届け出なければならない。
- (2) 受注者は、再委託先等が暴力団員又は暴力団密接関係者から不当介入を受けたときは、直ちに本市に報告し、当該再委託先等に対して、警察に届け出るよう指導しなければならない。
- (3) 本市は、受注者が本市に対し、(1)及び(2)に定める報告をしなかったときは、堺市暴力団排除条例に基づく公表及び入札参加停止を行うことができる。
- (4) 本市は、受注者又は再委託先等が不当介入を受けたことによりこの契約の履行について遅延等が発生するおそれがあると認めるときは、受注者が(1)に定める報告及び届け出又は(2)に定める報告及び指導を行った場合に限り、必要に応じて履行期間の延長等の措置をとるものとする。

第 11 その他

1. 必要に応じて業務経過の状況を報告するとともに、業務の進め方等について本市担当者と随時綿密な協議を行い、本市担当者の求めに応じて、必要な報告及び資料の提示を行うこと。
2. 本業務に関する協議、打ち合わせ等の必要経費、その他調査等に要する経費は全て受注者の負担とする。
3. 報告書の作成にあたっては、本市と綿密な打ち合わせを行うとともに、グラフ等を挿入することにより視覚的に理解しやすいものとする。